

個人番号（マイナンバー）・住民票コードの記載がある住民票の
写しの請求について

○個人番号・住民票コードの記載がある住民票の写しの請求は、本人または同一世帯員の方に限られます。（※除票（又は改製原住民票）の写しの請求は本人のみ。）

○代理人（たのまれた方）が請求をすることもできますが、直接代理人に交付することはできません。請求者本人の住民登録地に郵送します。

【必要なもの】

- ・委任状（請求者本人（たのむ方）が自署したもの）
- ・代理人の本人確認書類
- ・返信用封筒（宛て先を記入し切手を貼ったもの）

※法令で定められている場合を除き、個人番号・住民票コードの利用は禁止されています。個人番号は、社会保障・税・災害対策の手続きで行政機関などに提供する場合を除き、他人に提供することはできません。提出先に使用目的をよくご確認のうえ、ご請求ください。

※個人番号・住民票コードが記載された証明書を取得した際は、紛失等に気をつけて厳重に管理しましょう。